

関西国際大学学則（案）

1998（平成10）年4月1日施行

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 学部等、学生定員及び修業年限等（第3条－第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条－第8条）
- 第4章 入学、退学及び休学等（第9条－第22条）
- 第5章 教育課程及び履修方法等（第23条－第32条の2）
- 第6章 卒業等（第33条－第35条）
- 第7章 免許状及び資格（第36条－第39条の4）
- 第8章 入学検定料及び授業料等納付金（第40条－第47条）
- 第9章 教育・研究実施組織（第48条）
- 第10章 教授会、大学協議会及び委員会（第49条－第50条の2）
- 第11章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生（第51条－第54条）
- 第12章 賞罰（第55条・第56条）
- 第13章 学生寮（第57条）
- 第14章 公開講座（第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 関西国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに学校法人濱名山手学院の教育ミッションに基づき、グローバルな視野に立った教養と専門的知識・技術を修得し、安全な社会やコミュニティづくりに向けて総合的に活用できる人材を育成することを目的とする。

2 第3条に規定する学部・学科・専攻（以下「学部等」という。）における人材の養成に関する目的その他教育上及び研究上の目的は、別に定める関西国際大学学位規則による。

（教育目標）

第1条の2 前条に規定する目的を実現するため、本学は次に掲げる能力及び資質を修得させ、又は涵養し、総合的に活用できる人材を養成することを教育目標とする。

- (1) 自律的で主体的な態度（自律性）
- (2) 社会に能動的に貢献する姿勢（社会的貢献性）
- (3) 多様な文化や背景を理解し、受け容れる能力（多様性理解）
- (4) 問題発見・解決力
- (5) コミュニケーションスキル
- (6) 専門的知識・技能の活用力

2 前項に規定する教育目標の達成方法及び評価方法は、別に定める。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育活動及び研究活動その他必要な事項の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項に定める評価を行うに当たっての項目の設定及び実施体制その他必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育活動及び研究活動その他必要な事項について不断の見直しを行うものとする。

第2章 学部等、学生定員及び修業年限等

(学部等及び学生定員)

第3条 本学において設置する学部等及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	200人	20人	840人
心理学部	心理学科	125人	—	500人
教育学部	教育福祉学科	80人	—	320人
	福祉学専攻	16人	—	64人
	こども学専攻	64人	—	256人
保健医療学部	看護学科	80人	—	320人
情報学部	情報デザイン学科	80人	—	320人
グローバル学部	グローバル学科	125人	20人	540人

第4条 削除

(大学院)

第4条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(別科)

第4条の3 本学に、別科を置く。

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学の在学年限は8年とし、これを超えて在学することはできない。ただし、第14条及び第15条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の4学期に分ける。

学 期	期 間
春学期	4月1日から7月31日まで
夏学期(集中)	8月1日から9月30日まで
秋学期	10月1日から翌年1月31日まで
冬学期(集中)	2月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

休 業 日	期 間
日曜日	当該日
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	当該日
夏期休業日	8月1日から8月31日まで
冬期休業日	12月24日から翌年1月6日まで
春期休業日	3月21日から3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、前項に規定する休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達した者で、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、入学の出願に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第3号の規定により定めた方針に基づき、公正かつ妥当な方法によって行い、別に定めるところにより、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書及び身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第14条 学長は、第3条に規定する編入学定員の枠内又は学部等の収容定員に欠員のある場合は、編入学を志願する者に対し、別に定める選考の上、3年次に入学を許可することができる。

2 編入学の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 他の大学において、2年以上在学し、62単位以上修得した者
- (3) 大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 高等専門学校専門課程を修了した者

3 前2項に規定するもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学・転入学)

第15条 学長は、第3条に規定する学部等の収容定員に欠員のある場合は、再入学又は転入学を志願する者に対し、別に定める選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並

びに在学すべき年数は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学部、転学科及び転専攻)

第16条 学長は、転学部、転学科及び転専攻を希望する者がいるときは、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学をすることができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学の期間(以下「休学期間」という。)は、原則として1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。この場合において、休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

2 休学期間は、第5条第2項に規定する在学年限には算入しない。

(留学)

第20条 外国の大学又は短期大学で学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学する期間は、原則として3か月以上1年以内とし、2年を限度とする。

3 第1項の規定により留学する者は、許可された期間のうち1年を限度として、第33条に定める在学年限に算入することができる。

4 前3項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(復学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 入学金、授業料、教育改善費及び教材費(以下「授業料等」という。)の納入を怠り、督促をしてもなお納入しない者

(4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

2 除籍となった者の復籍については、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目は、専門教育科目及び基盤教育科目とする。

2 授業科目の種類、単位数及び卒業要件単位数は、別表第1-1から別表第1-7までのとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、教員免許状取得に必要な授業科目を置く。

4 前項に規定する授業科目の種類、単位数及び卒業要件単位数は、別表第2-12から別表第2-54までのとおりとする。

(授業期間)

第 24 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 24 条の 2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業を行う学生数)

第 24 条の 3 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるよう適切な人数とするものとする。

(単位の計算方法)

第 25 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次条に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作及び課題研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 25 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第 26 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他大学が定める適切な方法により、学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(学修の評価)

第 27 条 学修の評価は、Grade Point (以下「GP」という。)を用い、4 (秀)、3 (優)、2 (良)、1 (可)、0 (不可) 又は認定 (GP の対象外) をもって表わし、1 (可) 以上又は認定を合格とする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 27 条の 2 学生が、他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第 28 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学 (以下「国内他大学等」という) において履修した授業科目について修得した単位 (第 52 条の規定により修得した単位を含む。) 又は文部科学大臣が別に定める学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、当該国内他大学等において修得した単位 (前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。) 以外のものについては、次条第 1 項、第 30 条及び第 31 条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を

超えないものとする。

- 3 前2項の単位認定の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(国内他大学等における授業科目の履修等)

第29条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより国内他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 3 本学に在籍する学生が、本学の設置する他の学部・学科において履修した授業科目について修得した単位については、第1項の規定を準用する。

(国外大学等における授業科目の履修等)

第30条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学(以下「国外大学等」という。)との協議により、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学において学修することを認めることができる。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認定することができる。

- 2 前項の規定により認定できる単位数は、第29条第1項の規定により本学において修得したものとして認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 前2項の単位の認定の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定限度)

第32条 第29条、第30条及び前条の規定により国内他大学等又は外国大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる単位数は、すべてを合わせて60単位を超えない範囲とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条の2 学生が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院授業科目の先行履修)

第32条の3 学長は、学生が本学大学院への進学を希望するときは、当該学生の在学中に、その希望する大学院の授業科目を先行して履修させることができる。

- 2 前項に規定する本学大学院の先行履修に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第33条 学生は、休学期間を除いて4年以上在学し、別表第1に定めるところにより、126単位以上を取得しなければ、本学を卒業することはできない。

- 2 前項の卒業の要件として修得すべき126単位のうち、第25条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

- 3 授業の一部を第25条の2第2項に定める授業方法により実施する場合は、前項に定める単位数に当該単位数は加算しない。

(卒業の認定及び期日)

第34条 前条に規定する要件を満たした学生は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定す

る。

2 卒業の期日は、3月31日又は9月30日とする。

(学位)

第35条 前条の規定に基づき、本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

#### 第7章 免許状及び資格

(免許状及び資格の種類)

第36条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

学部名	学科・専攻名	免許状・資格
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
心理学部	心理学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民) 認定心理士(日本心理学会) 公認心理師国家試験受験資格
教育学部	教育福祉学科(福祉学専攻)	社会福祉士国家試験受験資格 保育士資格
	教育福祉学科(こども学専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者) 保育士資格 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(英語)
グローバル学部	グローバル学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
保健医療学部	看護学科	保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格 看護師国家試験受験資格
情報学部	情報デザイン学科	高等学校教諭一種免許状(情報)

(教員免許状の取得)

第37条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 教員免許状を取得しようとする者は、別に定める実習指導料及び教育実習委託費を納入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、教員免許状の取得に関し必要な事項は、別に定める。

第38条 削除

(公認心理師受験資格の取得)

第38条の2 公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法(平成27年法律第68号)が定める要件を満たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師の受験資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

(認定心理士資格の取得)

第39条 認定心理士資格を取得しようとする者は、日本心理学会及び心理学部心理学科が定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、認定心理士資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。  
(保育士資格の取得)

第 39 条の 2 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び同法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、保育士資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。  
(社会福祉士受験資格の取得)

第 39 条の 3 社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)並びに同法施行規則(昭和 62 年厚生省令第 49 号)に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、社会福祉士受験資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

(ソーシャルワーク教育課程の設置)

第 39 条の 4 本学に、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程(以下「認定課程」という。)を置く。

2 認定課程を修了し、社会福祉士の登録を受けた者については、本学が一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請することにより、「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証の交付を受けることができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、認定課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。  
(保健師等受験資格の取得)

第 39 条の 5 保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格を取得しようとする者は、本学が定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 8 章 入学検定料及び授業料等納付金

(入学検定料等の金額)

第 40 条 本学の入学検定料及び授業料等の金額は、別表第 3 のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第 41 条 授業料等は、年額の 2 分の 1 に相当する額を次に掲げる 2 期に分けて納入しなければならない。

区 分	納入期
1 期 (4 月分から 9 月分まで)	4 月中
2 期 (10 月分から翌年 3 月分まで)	10 月中

2 やむを得ない事情により、授業料等の分納又は延納を希望する学生の取扱いについては、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 42 条 学期の途中で退学し、又は停学となった者の当該納入期分の授業料及び教育改善費は、納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料及び教育改善費は、納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 43 条 休学を許可され、又は休学を命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学する月の前月までの期間は、授業料を納入するものとする。ただし、この場合の授業料の額は、年額で 18 万円とし、その 12 分の 1 をもって月額として算定する。

(復学の場合の授業料等)

第 44 条 復学を許可された者は、復学した月から授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、第 40 条に定める授業料等の年額の 12 分の 1 をもって月額として算定する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 45 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、前条ただし書に準ずるものとする。

(修業年限を超えた場合の授業料等)

第 45 条の 2 修業年限を超えた者の授業料等の額は、第 40 条に規定するとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、修業年限を超えた者の授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

(納入した授業料等)

第 46 条 納入した入学検定料及び授業料等は、原則として返還しない。

(科目等履修生の入学検定料及び授業料等)

第 47 条 科目等履修生の入学検定料及び授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 9 章 教育・研究実施組織

(職員組織)

第 48 条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長及び学長補佐を置くことができる。

(教育・研究実施組織等)

第 48 条の 2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教育職員及び事務職員その他必要な職員（以下「職員」という）からなる教育研究実施組織を編制する。

2 教育・研究実施組織を編制するに当たっては、本学の教育研究活動の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、職員の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

3 学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の職員等を置く組織を編制する。

4 教育・研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他大学運営に必要な業務を行うため、専属の職員等を置く組織を編制する。

## 第 10 章 教授会、大学協議会及び委員会

(教授会)

第 49 条 本学の学部、それぞれ教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

3 教授会は、学長が意思決定を行うため、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育・研究に関する重要な事項であって、学長が特に必要と認めた事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、教育・研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べるることができる。

5 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学協議会)

第50条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、学長、副学長、学長補佐、大学院研究科長、学部長、学長が指名する次条に規定する委員会の委員長、大学事務局長、大学事務局次長及び部長その他学長が指名する職員をもって構成する。

3 大学協議会は、学長が意思決定を行うため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学則その他学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育計画及び研究計画に関する事項
- (3) 教育職員の人事の基準に関する事項
- (4) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (5) 全学及び学部間の連絡及び調整に関する事項
- (6) その他教育・研究に関し、学長が意見を求める事項

4 前3項に規定するもののほか、大学協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第50条の2 本学に、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 学長は、本学において特定の事項について研究をすることを志願する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、第25条、第26条及び第27条の規定に基づき、本学の正規の単位及び評価を与える。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第53条 学長は、本学において特定の授業科目を受講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生は、当該科目を受講した場合であっても単位を取得することはできない。

3 前2項に規定するもののほか、聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 学長は、外国人で大学その他の教育機関において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、これを表彰することができる。

(懲戒)

第 56 条 学長は、本学の学則、規則及び規程その他これらに類するもの又は命令若しくは指示に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、教授会の議を経て、これを懲戒処分とする。

2 前項に規定する懲戒処分の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱す者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学生としての本分に著しく反した者

#### 第 13 章 学生寮

(学生寮)

第 57 条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 58 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定による経営学部経営学科の収容定員は、平成 12 年度から平成 14 年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
		収容定員	収容定員	収容定員
経営学部	経営学科	1,000 人	1,100 人	1,200 人

附 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定による人間学部人間行動学科及び英語コミュニケーション学科の収容定員は、平成 13 年度から平成 15 年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		収容定員	収容定員	収容定員
人間学部	人間行動学科	200 人	400 人	600 人
	英語コミュニケーション学科	100 人	200 人	300 人

3 第 4 条の規定による短期大学部は、平成 13 年 3 月 31 日に短期大学部に在学する者が短期大学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定による経営学部経営学科及び総合ビジネス学科の収容定員は、平成 16 年度から平成 19 年度までの間、次のとおりとする。

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19

学部・学科		年度	年度	年度	年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
経営学部	経営学科	850人	550人	200人	0人
	総合ビジネス学科	150人	300人	500人	700人

## 附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第3条の規定による経営学部総合ビジネス学科、人間学部人間行動学科及び英語コミュニケーション学科の収容定員は、平成17年度から平成20年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
経営学部	総合ビジネス学科	300人	480人	660人	660人	
	(うち3年次編入学)	0人	30人	60人	60人	
人間学部	人間行動学科	800人	800人	800人	800人	
	英語コミュニケーション学科	350人	300人	250人	200人	

- 平成16年3月31日に経営学部におかれている学科は、改正後の関西国際大学学則の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学科に在学する者(以下この項に置いて「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 前2項に定めるもののほか、平成16年3月31日に経営学部におかれている学科の編入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科		平成17年度	平成18年度
経営学部	経営学科	3年次編入学定員 30人	3年次編入学定員 0人

## 附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第3条の規定による人間学部人間行動学科、人間心理学科及び教育福祉学科の収容定員は、平成18年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	
人間学部	人間行動学科	600人	400人	200人	0人	
	人間心理学科	100人	200人	300人	400人	
	教育福祉学科	100人	200人	300人	400人	

## 附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第3条の規定による人間科学部ビジネス行動学科及び人間心理学科、教育学部教育福祉学科及び英語教育学科、人間学部人間行動学科、人間心理学科及び教育福祉学科、経営学部総合ビジネス学科の収容定員は、平成19年度から平成22年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	
人間科学部	ビジネス行動学	150人	300人	450人	600人	

	科				
	人間心理学科	115人	230人	345人	460人
教育学部	教育福祉学科	100人	200人	300人	400人
	英語教育学科	50人	100人	150人	200人
人間学部	人間行動学科	400人	200人	0人	0人
	人間心理学科	100人	100人	100人	0人
	教育福祉学科	100人	100人	100人	0人
	英語コミュニケーション学科	200人	100人	50人	0人
経営学部	総合ビジネス学科	510人	330人	150人	0人

## 附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第35条及び第36条の規定にかかわらず、改正前の学則による人間学部及び経営学部の各学科の学生が在籍する間の当該学生に関しては改正（平成19年4月1日）前の学則を適用する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第35条については、平成19年度以降の入学生に対し適用する。

## 附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第35条及び第36条の規定にかかわらず、改正前の学則による人間科学部ビジネス行動学科の学生が在籍する間の当該学生に関しては、改正（平成23年4月1日）前の学則を適用する。
- 第3条の規定による人間科学部経営学科、ビジネス行動学科及び人間心理学科、教育学部教育福祉学科及び英語教育学科の収容定員は、平成23年度から平成26年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
人間科学部	経営学科		150人	300人	450人	600人
	ビジネス行動学科		450人	300人	150人	0人
	人間心理学科		460人	460人	460人	460人
教育学部	教育福祉学科		600人	600人	600人	600人
	英語教育学科		200人	200人	200人	200人

## 附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 本学における平成24年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
人間科学部	経営学科		250人	370人	490人	440人
	ビジネス行動学科		300人	150人	0人	0人
	人間心理学科		470人	480人	490人	500人
教育学部	教育福祉学科		600人	600人	600人	600人
	英語教育学科		200人	200人	200人	200人

## 附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 19 条及び第 22 条については、この学則の施行日において本学に在籍する学生に対し適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人間科学部経営学科及び教育学部英語教育学科の学生が在籍する間の当該学生に関しては、改正（平成 31 年 4 月 1 日）前の学則を適用する。
- 3 第 3 条の規定による人間科学部経営学科、人間心理学科、教育学部教育福祉学科、英語教育学科保健医療学部看護学科、経営学部経営学科、国際コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科の、平成 31 年度から平成 34 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
人間科学部	経営学科		340 人	240 人	120 人	0 人
	人間心理学科		500 人	500 人	500 人	500 人
教育学部	教育福祉学科		600 人	600 人	600 人	600 人
	英語教育学科		150 人	100 人	50 人	0 人
保健医療学部	看護学科		320 人	320 人	320 人	320 人
経営学部	経営学科		100 人	200 人	320 人	440 人
国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション学科		50 人	100 人	150 人	200 人

## 附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による人間科学部経営学科、人間心理学科、教育学部教育福祉学科、英語コミュニケーション学科、保健医療学部看護学科、経営学部経営学科、国際コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科、現代社会学部総合社会学科、観光学科、都市交流学科の、令和 2 年度から令和 5 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
人間科学部	経営学科		240 人	120 人	0 人	0 人
	人間心理学科		500 人	500 人	500 人	500 人

教育学部	教育福祉学科	600人	600人	600人	600人
	英語コミュニケーション学科	100人	50人	0人	0人
保健医療学部	看護学科	340人	360人	380人	400人
経営学部	経営学科	200人	320人	440人	440人
国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション学科	100人	150人	200人	200人
現代社会学部	総合社会学科	340人	340人	340人	340人
	観光学科	480人	480人	480人	480人
	都市交流学科	0人	0人	0人	0人

- 3 別表第3の規定に関わらず、令和元年度以前に神戸山手大学現代社会学部に入学した学生の学納金については、次のとおりとする。

学部・学科		授業料	教育充実費
現代社会学部	総合社会学科	780,000円	300,000円
	観光学科	780,000円	300,000円
	都市交流学科	780,000円	300,000円

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による人間科学部経営学科、人間心理学科、教育学部教育福祉学科、英語コミュニケーション学科、保健医療学部看護学科、経営学部経営学科、国際コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科、観光学科、現代社会学部総合社会学科、観光学科、都市交流学科の、令和3年度から令和6年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	
心理学部(人間科学部)	経営学科	120人	0人	0人	0人	
	心理学科(人間心理学科)	500人	500人	500人	500人	
教育学部	教育福祉学科	600人	600人	600人	600人	
	英語コミュニケーション学科	50人	0人	0人	0人	
保健医療学部	看護学科	360人	380人	400人	400人	
経営学部	経営学科	395人	590人	665人	740人	
国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション学科	175人	250人	275人	300人	
	観光学科	80人	160人	240人	320人	
現代社会学部	総合社会学科	260人	180人	90人	0人	
	観光学科	360人	240人	120人	0人	
	都市交流学科	0人	0人	0人	0人	
社会学部	社会学科	100人	200人	300人	400人	

- 3 心理学部心理学科の名称は、令和3年度生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による人間科学部経営学科、人間心理学科、教育学部教育福祉学科、英語コミュニケーション学科、保健医療学部看護学科、経営学部経営学科、国際コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科、観光学科、現代社会学部総合社会学科、観光学科、社会学部社会学科の、令和4年度から令和7年度までの収容定員は、次のと

おりとする。

学部・学科		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
心理学部(人間科学部)	経営学科		0人	0人	0人	0人
	心理学科(人間心理学科)		500人	500人	500人	500人
教育学部	教育福祉学科		600人	600人	600人	600人
	英語コミュニケーション学科		50人	0人	0人	0人
保健医療学部	看護学科		380人	400人	400人	400人
経営学部	経営学科		590人	665人	740人	740人
国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション学科		250人	275人	300人	300人
	観光学科		160人	240人	320人	320人
現代社会学部	総合社会学科		180人	90人	0人	0人
	観光学科		240人	120人	0人	0人
社会学部	社会学科		200人	300人	400人	400人

- 3 心理学部心理学科の名称は、令和3年度生から適用する。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 国際コミュニケーション学部グローバルコミュニケーション学科の名称は、令和5年度生から適用する。

附 則

(施行期日)

- この学則は、2024(令和6)年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第3条の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
心理学部(人間科学部)	心理学科(人間心理学科)		500人	500人	500人	500人
教育学部	教育福祉学科		600人	600人	600人	600人
保健医療学部	看護学科		400人	400人	400人	400人
経営学部	経営学科		740人	740人	740人	740人
国際コミュニケーション学部	グローバルコミュニケーション学科		300人	300人	300人	300人
	観光学科		320人	320人	320人	320人
現代社会学部	総合社会学科		0人	0人	0人	0人
	観光学科		0人	0人	0人	0人
社会学部	社会学科		400人	400人	400人	400人

(適用範囲)

- 3 改正後の第19条第1項の規定は、2024(令和6)年3月31日までに入学した学生に対しても適用する。

(改正内容)

- 4 この学則における改正内容は、次のとおりである。

- (1) 第19条において、休学できる期間を「2年」から「4年」に改める。
- (2) 第33条及び第34条において、特別履修期間に関する規定を削る。
- (3) 修業年限を超えた者の授業料等を規定するため、第45条の2を加える。
- (4) その他必要な文言の改正を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、2026（令和8）年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、令和8年度から令和11年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
心理学部	心理学科		500人	500人	500人	500人
教育学部	教育福祉学科		520人	440人	360人	360人
保健医療学部	看護学科		400人	400人	400人	400人
経営学部	経営学科		765人	790人	815人	840人
国際コミュニケーション学部	グローバルコミュニケーション学科		150人	75人	0人	0人
	観光学科		160人	80人	0人	0人
グローバル学部	グローバル学科		250人	385人	540人	540人
社会学部	社会学科		300人	200人	100人	0人
情報学部	情報デザイン学科		80人	160人	240人	320人

(適用範囲)

- 3 改正後の第19条第1項の規定は、2026（令和8）年3月31日までに入学した学生に対しても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、2026（令和8）年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定にかかわらず、令和8年度から令和11年度までの本学が設置する学部等及びその収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
心理学部	心理学科		500人	500人	500人	500人
教育学部	教育福祉学科		470人	400人	330人	320人
保健医療学部	看護学科		380人	360人	340人	320人
経営学部	経営学科		765人	790人	815人	840人
国際コミュニケーション学部	グローバルコミュニケーション学科		150人	75人	0人	0人
	観光学科		160人	80人	0人	0人

グローバル学部	グローバル学科	250人	385人	540人	540人
社会学部	社会学科	250人	150人	50人	0人
情報学部	情報デザイン学科	80人	160人	240人	320人

(改正内容)

- 3 この学則における改正内容は、次に掲げるとおりである。
- (1) 大学院の先行履修を規定するため、第32条の3を加える。
  - (2) 別表第1、別表第2及び別表第3を改める。

別表第1-6 情報学部情報デザイン学科

授業科目 の区分等	授業科目	単位数		卒業要件単位数	備 考
		必修	選択		
専 門 教 育 科 目	基 礎 科 目	情報学のための基礎数学Ⅰ	2		24単位以上
		情報学のための基礎数学Ⅱ		1	
		プログラミングで学ぶ数学Ⅰ		1	
		プログラミングで学ぶ数学Ⅱ		2	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ	プログラミング基礎		1	
		プログラミングA (Python基礎)		1	
		プログラミング演習Ⅰ	2		
		プログラミング演習Ⅱ	2		
	情 報 基 礎	プログラミング演習Ⅲ	2		
		プログラミング演習Ⅳ	2	2	
		情報システムデザイン	2		
		情報と社会	2		
	ク ラ ウ ド	情報リテラシーと情報倫理	2		
		ユニバーサルデザイン	2		
		人工知能概論	2		
	クラウド	クラウド技術基礎	2		
クラウド技術演習			1		
クラウド技術応用			2		
基 礎 科 目	情報学セミナー	1	2	24単位以上	
	DE&Iとキャリアデザイン		2		
	統計学	2			
	情報管理論	2			
	情報科学	2			
	デザイン思考	2			
	ネットワークとデータベース		2		
	サービステサイニング&プロジェクトマネジメント		2		
	AIプロンプトエンジニアリング		2		
	システム開発環境デザイン		2		
	コミュニケーションデザイン	2			
	デジタルデザイン入門		2		
	オペレーティングシステム運用管理Ⅰ		1		
	オペレーティングシステム運用管理Ⅱ		1		
	機械学習Ⅰ		2		
	経営学入門		2		
ファイナンス		2			
プログラミングB (Java基礎)		1			
プログラミングC (Java応用)		2			
デジタルデザイン技術		2			
データサイエンスⅡ		2			
展 開 科 目	展開科目	機械学習Ⅱ		2	14単位以上
	システム設計の理論と実践		2		
	情報技術者論		2		
	画像処理		2		
	データ構造とアルゴリズム		2		
	データ構造とアルゴリズム演習		2		
	データサイエンスⅢ		2		
	社会とエンジニアリング		1		
	生成AIプログラミング演習		2		
	UXデザイン		2		
	情報セキュリティ基礎		2		
	データサイエンスⅣ		2		
	情報セキュリティ演習		2		
	デジタルデザイン演習		2		
	ソーシャルメディア演習		2		
	デジタルマーケティング		2		
	ベンチャーエコシステム		2		
	ビジネスモデル・デザイン		2		
	eコマース		2		
	AIと情報技術の社会応用		2		
	情報デザインとメディア		2		
	情報セキュリティ応用		2		
	防災と情報技術		2		
	ソーシャルビジネス論		2		
商品企画論		2			
消費者心理学		2			
英語で読む世界のニュースⅠ		2			
英語で読む世界のニュースⅡ		2			
情報科指導法Ⅰ		2			
情報科指導法Ⅱ		2			
教育学概論		2			
教育社会学		2			
教育心理学		2			
教育相談		2			
総 合 演 習	情報学実践演習Ⅰ		2	12単位以上	
	情報学実践演習Ⅱ		2		
	情報学実践演習Ⅲ		2		
	情報学実践演習Ⅳ		2		
	地域実践演習Ⅰ		2		
	地域実践演習Ⅱ		2		
	地域実践演習Ⅲ		2		
	地域実践演習Ⅳ		2		
卒業制作・卒業研究	4				

別表第1-6 情報学部情報デザイン学科

授業科目の区分等	授業科目	単位数		卒業要件単位数	備考		
		必修	選択				
基礎教育科目	コミュニケーション科目 学習技術 ICTリテラシー 生涯スポーツⅠ 生涯スポーツⅡ	1		3単位以上			
		2					
			1				
			1				
	Communication 第1外国語(英語) 英語の論理Ⅰ 英語の論理Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ TOEICストラテジーⅠ TOEICストラテジーⅡ 上級英語コミュニケーションⅠ 上級英語コミュニケーションⅡ TOEFLストラテジー IELTSストラテジー		1	選択必修 7単位以上 (第1外国語より5単位以上) (留学生は選択科目)			
			1				
			1				
			1				
			1				
			1				
			1				
			1				
			1				
			1				
	Communication 第2外国語 中国語 韓国語(朝鮮語) ベトナム語 マレー語 インドネシア語		1				
			1				
			1				
			1				
	Communication 日本語(留学生対象) 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ 日本語Ⅴ アカデミック日本語Ⅰ アカデミック日本語Ⅱ 日本語ライティングⅠ 日本語ライティングⅡ ビジネス日本語 専門日本語		2	選択必修 10単位以上 日本語能力試験N1の合格者は10単位中2単位を認定、8単位履修			
			2				
		2					
		2					
		2					
		2					
		1					
		1					
		1					
		1					
スキルコミュニケーション科目 リーダーシップ演習 プログラミング入門 画像・動画編集 ITスキル基礎		1	1単位以上 (1を超える単位は2単位までリベラルアーツ群の6単位に含めることができる)				
		2					
		2					
		2					
Consideration KUISスコア科目 評価と実践Ⅰ 評価と実践Ⅱ 人間学Ⅰ 人間学Ⅱ 初年次セミナー 基礎演習 仕事とキャリア形成Ⅰ 仕事とキャリア形成Ⅱ 仕事とキャリア形成Ⅲ リサーチ入門 データサイエンス		1	15単位以上				
		1					
		2					
		2					
		1					
		1					
		2					
		2					
		2					
		1					
基礎教育科目 Consideration リベラルアーツ科目 日本文化論 日本国憲法 人権と法 宗教と共生社会 倫理と社会生活 近現代の歴史 ジェンダーと多様性 国際社会と政治 自然と災害 教育と人間形成 SDGsと持続可能社会 AIと次世代社会 食と健康 地域防災減災論 ボランティア論 グローバルヘルス 日本事情(日本社会) 地域研究(北米圏) 地域研究(アジア圏)		2	4単位以上 (条件を満たすコミュニケーションスキル科目を含むことができる)				
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
		2					
	Commitment KUISスコア科目 Co-op・プログラムⅠ Co-op・プログラムⅡ Co-op・プログラムⅢ サービスマニエールⅠ サービスマニエールⅡ グローバルスタディⅠ グローバルスタディⅡ グローバルスタディⅢ グローバルスタディⅣ				1	2単位以上	
					2		
					3		
		1					
		2					
		1					
		2					
		4					

ただし、専門教育科目、基礎教育科目および選択としての上記以外の科目を合わせて、126単位以上を修得しなければならない。(自由科目を除く)  
 同表に定めるほか、学生が他の大学において履修した連携開設科目の履修及び修得単位数等の詳細は別に定める。

別表第2-1～50 省略

別表第2-51

教育の基礎的理解に関する科目(情報学部情報デザイン学科)

[高等学校・情報]

科目分野	最低 履修 単位数	本学開講の関連科目・単位数				備考
		必修科目	選択科目	単位数		
				必修	選択	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	11	教育学概論		2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育社会学 学校経営論 教育制度論		2 2 2	} 2単位 以上 選択
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学 教育・学校心理学 発達心理学		2 2 2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育基礎		1		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメント含む。)		教育課程論		2		

別表第2-51-2

道徳、総合的な探求の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(情報学部情報デザイン学科)

[高等学校・情報]

総合的な探求の時間の指導法	9	総合的な学習の時間の指導法		1		
特別活動の指導法		特別活動の指導法		2		
教育の方法及び技術		教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)		2		
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談		2		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒・進路指導論		2		
生徒指導の理論及び方法						
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						

別表第2-51-3

教育実践に関する科目(情報学部情報デザイン学科)

[高等学校・情報]

教育実習	5	教育実習Ⅰ		5	} どちら か1科 目のみ 選択必 修
		教育実習Ⅱ		3	
教職実践演習		教職実践演習(中・高)		2	

別表第2-52  
 教科及び教科の指導法に関する科目(情報学部情報デザイン学科)  
 [高等学校・情報]

科目分野	最低 履修 単位数	本学開講の関連科目・単位数				
		必修科目	選択科目	単位数		備考
				必修	選択	
情報社会(職業に関する 内容を含む。)・情報倫理	24	情報リテラシーと情報倫理 情報と社会	ユニバーサルデザイン コミュニケーションデザイン DE&Iとキャリアデザイン	2		2科目 以上選 択
				2		
2						
コンピュータ・情報処理		情報科学	データ構造とアルゴリズム	2	2	
情報システム		情報管理論	システム設計の理論と実践 データサイエンスⅡ	2	2	
情報通信ネットワーク			ネットワークとデータベース 情報セキュリティ基礎	2	2	1科目 以上選
マルチメディア表現・マル チメディア技術		プログラミング演習Ⅰ プログラミング演習Ⅱ	クラウド技術基礎 プログラミングC(java応用)	2 2	2 2	1科目 以上選
各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	情報科指導法Ⅰ 情報科指導法Ⅱ		2 2			

別表第2-53  
 大学が独自に設定する科目(情報学部情報デザイン学科)  
 [高等学校・情報]

科目分野	最低 履修 単位数	本学開講の関連科目・単位数				
		必修科目	選択科目	単位数		備考
				必修	選択	
	12		自然と災害 地域防災減災論		2 2	
別表第2-51(教育の基礎的理解に関する科目)、別表第2-51-2(道徳、総合的な探求の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)、別表第2-51-3(教育実践に関する科目)の23単位を超えて履修した科目及び別表第2-52(教科及び教科の指導法に関する科目)の24単位を超えて履修した科目と、本表の必修科目及び選択科目を併せて、12単位以上を履修しなければならない。						

別表第2-54  
 教育職員免許状を取得するために必要なその他の科目(情報学部情報デザイン学科)  
 [高等学校・情報]

科目分野	最低 履修 単位数	本学開講の関連科目・単位数				
		必修科目	選択科目	単位数		備考
				必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法		2		
体育	2	生涯スポーツⅠ		1		
		生涯スポーツⅡ		1		
外国語コミュニケーション	2		英語の論理Ⅰ 英語の論理Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ TOEICストラテジーⅠ TOEICストラテジーⅡ 上級英語コミュニケーションⅠ 上級英語コミュニケーションⅡ TOEFLストラテジー IELTSストラテジー		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2科目 以上選 択

数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報機器の操作	2	<u>ICTリテラシー</u>		<u>2</u>		
-------------------------------	---------	---	-----------------	--	----------	--	--